

## 新地町介護予防・生活支援サービス事業の事業者の指定等に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年老発第069001号。厚生労働省老健局長通知「地域支援の実施について」別紙。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、法第115条の45の5に規定する指定事業者の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、省令及び要綱に基づいて使用する用語の例とする。

### (指定の申請及び更新の申請)

第3条 法第115条の45の5の規定による指定の申請及び、法第115の45の6の規定において準用される更新の申請は、介護予防・生活支援サービス事業者指定（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 町は、前項の申請があった時は、審査のうえ、その決定及び不決定について介護予防・生活支援サービス事業者指定決定（不決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

### (変更の届出等)

第4条 指定事業者は、前条において申請した指定の内容に変更があったときは、介護予防・生活支援サービス事業者指定変更届出書（様式第3号）により、すみやかに、町に届け出なければならない。

2 指定事業者は、介護予防・生活支援サービス事業を、廃止し、休止し、又は再開するときは、介護予防・生活支援サービス事業者指定廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、すみやかに、町に届け出なければならない。

### (指定の辞退)

第5条 指定事業者は、事業者の指定を辞退するときは、介護予防・生活支援サービス事業者指定辞退届出書（様式第5号）により行うものとする。

### (指定事業者の指定の取り消し等)

第6条 町は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の取り消し等をする場合は、介護予防・生活支援サービス事業者指定取消・停止通知書（様式第6号）により当該指定事業者に通知するものとする。

### (事業所情報の提供)

第7条 町長は、第3条から第6条までの規定による申請書及び届出書を受理したときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定（更新又は変更を含む。）・休止・再開又は指定の辞退年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 事業等の種類  
（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、介護予防・生活支援サービス事業の事業者指定等に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。